

追浜本町二丁目親和会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、追浜本町二丁目親和会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、横須賀市追浜本町二丁目（29番地の一部を除く。）並びに夏島町5番地及び13番地とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、横須賀市追浜本町二丁目1番地40に置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 会員の資格は、第3条に定める区域に住所を有する個人（以下、「会員」という。）とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会費)

第7条 会費は、総会において定める額とする。

2 すでに納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あてに提出するものとする。

2 会員が死亡し、又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとす
る。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部長 12名以内

2 役員は、会員の中から選任し、総会において承認を受ける。

3 会長・副会長・会計・監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 会計は、本会の金銭出納について分掌する。

4 監事は、地方自治法第 260 条の 12 の職務を行う。

5 部長は、会長、副会長を補佐し、専門部会を分掌する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 12 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において 4 分の 3 以上の議決を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員選考)

第 13 条 第 9 条第 2 項の役員を選任するにあたり、その事務を行う選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員は、会員の中から会長が指名する。

3 選考委員会委員任期は 4 年とする。

(顧問等)

第 14 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第 4 章 委員及び委員会

(委員及び委員会)

第 15 条 本会に委員及び委員会を置く。

2 委員の選出及び委員会の運営等については別に定める。

第 5 章 総 会

(総会)

第 16 条 総会は、通常総会及び臨時総会並びに特別総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 17 条 通常総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要と認める事項を議決する。

(総会の開催)

第 18 条 通常総会は、毎年 4 月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が地方自治法第 260 条の 12 第 4 号の規定により招集するとき。

3 特別総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 財産を処分しようとするとき。
- (2) 規約を改正しようとするとき。
- (3) 資金の長期借入をしようとするとき。
- (4) 本会を解散するとき。

(総会の招集)

第 19 条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 臨時総会及び特別総会を招集するには会員に対し、それぞれ会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

(通常総会及び臨時総会の議長)

第 20 条 通常総会及び臨時総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(通常総会及び臨時総会の定足数)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、次条に定める表決権を有する世帯（以下「会員世帯」という。）の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会員の表決権)

第 22 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

2 次の各号を除いた事項の会員の表決権は、会員の所属する 1 世帯につき 1 箇とする。

- (1) 財産の処分に関すること。
- (2) 規約改正に関すること。
- (3) 資金の長期借入に関すること。
- (4) 本会の解散に関すること。

(通常総会及び臨時総会の議決)

第 23 条 通常総会及び臨時総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員世帯の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(通常総会及び臨時総会における書面表決)

第 24 条 やむを得ない理由のため、通常総会及び臨時総会に出席することができない会員世帯は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

この場合において、第 21 条及び第 23 条の規定の適用については、出席した会員世帯とみなす。

(特別総会の議長)

第 25 条 特別総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(特別総会の定足数)

第 26 条 特別総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(特別総会の議決)

第 27 条 特別総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の 4 分の

3以上の同意をもって決する。

(特別総会における書面表決)

第28条 やむを得ない理由のため、特別総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 通常総会及び臨時総会にあっては、会員世帯の現在数、また、特別総会にあっては、会員の現在数

(3) 通常総会及び臨時総会にあっては、出席した会員世帯の数、また、特別総会にあっては、出席した会員の数（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印をしなければならない。

第6章 役員会

(役員会)

第30条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会には、顧問・相談役・区域の自治会長・民生委員・監事の出席参加を求めることができる。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第32条 役員会は、原則として毎月1回開催する。

2 臨時の役員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会の招集)

第33条 役員会は、会長が招集する。

2 臨時の役員会を招集する場合には、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第34条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第 35 条 役員会は、役員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第 36 条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第 37 条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、出席する役員に委任することができる。この場合において、前 2 条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第 38 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 役員会の日時及び場所
- (2) 役員の現在数
- (3) 出席した役員の数（表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印をしなければならない。

第 7 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 39 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

2 本会の資産で第 39 条第 1 号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、特別総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、通常総会の議決を得なければならない。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、通常総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出

をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 43 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 箇月以内に通常総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 44 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、特別総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 45 条 この規約は、特別総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 46 条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可取消し
- (3) 特別総会の議決
- (4) 構成員の欠亡

2 特別総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第 9 章 褒賞及び弔慰

(褒賞及び弔慰)

第 47 条 本会の運営に特に功績顕著な会員の褒章及び会員が死亡した場合の弔慰は、別に定める。

第 10 章 雑 則

(委任)

第 48 条 この規約の施行について必要な事項は、会長が通常総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この規約は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。